

視聴履歴等の取扱いに係る検討について (1. 通知・同意取得のあり方 修正版)

平成29年3月13日

事務局

視聴履歴取扱指針等における基本的な考え方

1. 視聴履歴の取扱いに係る指針等を検討する際の参考に資する事項

◆ 認定個人情報保護団体等が、個人情報保護法、放送分野ガイドライン等に基づき、視聴履歴に係る自主ルール(以下、「視聴履歴取扱指針等」という。)を定める際には、放送受信者等の視聴履歴の取扱いに関して、少なくとも次の事項を検討することが望ましい。

- ・ 通知・同意取得のあり方
- ・ 匿名加工情報に係る取扱い
- ・ 視聴履歴の取扱いに係る配慮

2. 用語の定義

視聴関連情報		・ 放送受信者等の視聴に伴って収集される全ての情報（視聴履歴や機器の操作履歴など、視聴に伴って取得される全ての情報が対象となる。）
個人情報	視聴関連個人情報	・ 視聴関連情報のうち、個人情報(特定の個人※1を識別できるもの)に該当するもの。※2
	視聴履歴	・ 視聴関連個人情報であって、特定の日時において視聴する放送番組を特定できる情報。 ・ なお、この情報により視聴した放送の受信の契約者等が誰なのか(特定の個人)が識別できれば良く、実際に視聴した者(契約者の家族のうち、誰が実際に視聴したのか等)が個別に特定される必要はない。 (視聴の都度、個人情報の提供に関して同意する場合を除く。)
個人情報以外	非特定視聴関連情報	・ 視聴関連情報のうち、特定の個人を識別できないもの。※2
	非特定視聴履歴	・ 非特定視聴関連情報であって、特定の日時において視聴する放送番組を特定できる情報。

※1 特定の個人： 視聴関連個人情報、視聴履歴について「特定の個人を識別できる」とは、契約者情報等に紐付くことにより特定の放送受信者等が識別されれば足り、実際に視聴した者が特定される必要はない。

※2 特定の個人に紐付かない情報であっても、例えば同じ社内の別のデータベースに保存される特定の個人を識別することができる情報と容易に紐付けることが可能である(容易照合性がある)場合には、個人情報として取り扱われる。

3. WGにおける検討の範囲と自主ルールにおいて望まれる取り組み

【WGにおける検討の範囲ととりまとめの考え方】

- ◆ 本WGでとりまとめる「視聴履歴取扱指針等に定めることが望まれる事項」については、個人情報である放送分野ガイドライン上の「視聴履歴」について整理するものとし、特定の個人に紐付かない「非特定視聴履歴」については、基本的に対象としない。

ただし、「非特定視聴履歴」についても、視聴者のプライバシー等に配慮する観点からは、これを取り扱う事業者による一定の自主的な取り組みが望まれるところである。このため、非特定視聴履歴の取扱いについては、「視聴履歴取扱指針等に定めることが望まれる事項」を参考にしつつ、関係事業者により検討し、自主ルールを策定することが望ましい。

- ◆ なお、WGでとりまとめる「視聴履歴取扱指針等に定めることが望まれる事項」では、①放送分野ガイドライン及びその解説において明確になっている受信者情報取扱事業者の責務、②放送分野ガイドラインの解釈により受信者情報取扱事業者の責務と考えられる事項については、「しなければならない」と記載する。

その他、WGの議論を踏まえ、放送受信者等の保護の観点から、特に要請が強いと考えられる事項については、「望ましい」という形で記載する。

【自主ルール策定に当たり望まれる取り組み】

- ◆ 視聴履歴取扱指針等の自主ルール策定に当たっては、具体的な利活用の方法、サービスの実態を踏まえ、より具体的な取扱に関する規定や、インターフェースの実装例、画面遷移のモデル等を追加し、指針を拡張し、ベストプラクティスを促すことが望まれる。

視聴履歴取扱指針等で定めることが望まれる事項

1. 通知・同意取得のあり方

1. 通知・同意取得の内容について

- ◆ 放送分野ガイドライン第35条第1項各号の目的(課金、統計の作成、匿名加工情報の作成)の範囲を超える視聴履歴の取扱い(取得、保存、提供その他の利用)に当たって、放送受信者等の同意を得る場合、通知すべき事項として次の①～⑧の事項を明記。

- ① 視聴履歴の取扱いの対象となるサービスの概要
- ② 視聴履歴の取扱いの主体
- ③ 視聴履歴の取扱いに係る情報の項目【GL第35条第1項】
 - 視聴履歴の取扱いに係る情報の項目を、できるだけ具体的に通知しなければならない。
 - (情報の項目の通知例)
 - ・ 視聴履歴(視聴した日時とチャンネル、番組内容)
- ④ 取得の方法【GL第35条第1項】
 - 視聴履歴をどのような方法(機器、回線等)で、取得しているかについて通知しなければならない。
 - (取得方法の通知例)
 - ・ テレビを視聴すると、テレビが接続しているインターネット回線経由で、視聴履歴が取得されます。
- ⑤ 利用の目的【GL第4条第1項】
 - 取得する視聴履歴の項目の利用目的を特定し、具体的に通知しなければならない。
 - 視聴履歴の項目ごとに、利用目的が異なる場合は、それを分けて通知しなければならない。
 - (利用目的の通知例)
 - ・ 視聴ポイント、クーポン配信
 - ・ 番組・コンテンツのお勧め
 - ・ ターゲティング広告
 - ・ 番組作りへの反映
 - ・ 機器・設備の開発・保守
- ⑥ 保存期間、視聴履歴の消去【GL第10条】
 - 取得した視聴履歴に関して、**保存期間を公表している場合を除き**、次の内容を通知しなければならない。
 - 1) 保存期間
 - 2) 保存期間経過後又は当該視聴履歴が不要になった場合には速やかに消去すること。

⑦ 本人による関与【GL第20条第1項、第35条第3項】

- 視聴履歴の取扱いについて、同意した内容を確認できること、その確認を行うための手段を通知しなければならない。
- 同意後であっても視聴履歴の取得の停止を本人が依頼できること、そしてそのための手段を通知しなければならない。

⑧ 問合せ先【GL第20条第1項】

- 視聴履歴の取扱い等に関する問い合わせ先を通知しなければならない。

1. 事前の同意取得について

- ◆ 視聴履歴を第35条第1項各号の目的(課金、統計の作成、匿名加工情報の作成)の範囲を超える視聴履歴の取扱い(取得、保存、提供その他の利用をする場合の同意について、以下の事項を視聴履歴取扱指針等に明記。【GL第35条第1項】

- ① 視聴履歴の取得開始に先立ち、視聴履歴の取扱いについて、事前に(※)放送受信者等にその旨を通知し、同意を取得しなければならない(事前の同意なしに、視聴履歴の取得・利用は行わない。)
- ② 通知については、本人が同意に係る判断を行うために必要と考えられる合理的かつ適切な方法によらなければならないこと。その際、幅広い年齢層、リテラシー層等を想定し、わかりやすい表現、表示とすることが望ましい。

※ 「事前に」とは、事業者が視聴者から視聴履歴を取得を開始するよりも時系列で前の時点を意味するものであり、具体的にはサービスの契約時、利用開始時、機器の更新時等を想定している。

2. 視聴履歴の取扱いに関する同意内容の確認、同意の撤回等について

- ◆ 視聴履歴の取扱いに関する同意内容の確認と取得の停止について、次の事項を視聴履歴取扱指針等に明記。【GL第20条第1項、第35条第3項】

- ① 放送受信者等が、取得される情報の項目、利用目的、第三者提供等の視聴履歴の取扱いに関して、いつでも同意した内容を確認できるようにしなければならない。
- ② 放送受信者等が、同意後であっても、情報の取得の停止を求め、かつ第三者提供に関する同意を撤回できるようにしなければならない。併せて、具体的な手続(方法、連絡先等)を示さなければならない。

3. 通知・同意内容の変更について

- ◆ 受信者情報取扱事業者が、1-1の定めるところにより、同意に際して放送受信者等に通知した内容を変更する場合には、以下の場合を除き、改めて本人から同意を取得しなければならないことを明記。【GL第5条第1項、第10条、第35条第1項】

- ① 「1-1 ⑤利用の目的」の変更については、変更前の利用目的と関連性を有すると合理的に認められる範囲であれば、通知または公表で足りる。【GL第4条第3項】
- ② 「1-1 ⑥保存期間」の変更については、通知又は公表で足りる。【GL第10条関連】

4. 同意取得に係る配慮について

◆ 視聴履歴が継続的に取得される特性を有することを踏まえ、継続的に適正な取得を確保する観点から、同意取得に係る配慮として、次の事項を視聴履歴取扱指針等に明記。

- ① 同意取得に当たり、視聴履歴の取扱いに係る同意をしなくても放送の受信が可能であることについて、**放送受信者等が容易に理解できるようにしなければならない。**【GL第35条第2項】
- ② 放送受信者等が、視聴履歴を取得されていることを、容易に認知できるようにしなければならない。【GL第7条第1項、第35条第3項】
- ③ 放送受信者等がテレビを世帯で共有している場合を想定して、取得に係る周知や注意喚起をしなければならない。【第35条第1項】

(注意喚起の例)

- ・ **視聴者に対して、同意に当たり、1) 契約者等の個人情報の本人が同意を行う必要があること、また、2) サービス利用開始に伴い、世帯の構成員全ての視聴履歴が取得されることを周知し、了解を得た上で同意するよう注意喚起する。**

5. 第三者提供に係る配慮について

◆ 第三者提供に係る配慮として、次の事項を視聴履歴取扱指針等に明記。

- ① 第三者提供を行う場合には、第三者提供に先立って、次の事項を通知し、同意を得なければならない。
なお、1. の事前の同意取得時に通知の内容に含め、併せて同意を得ることも可能である。【GL第4条第2項、第16条第1項】
 - 1) 第三者提供を行うこと
 - 2) 第三者提供の提供先
- ② 第三者提供先の通知に当たっては、次のいずれかの方法により、できる限り具体的に提供先を通知しなければならない。
【GL第4条第2項】
 - 1) 提供先を個別に特定して通知する。
 - 2) 提供先の範囲を特定して通知すると共に、個別の提供先を外部参照できるようにする。

(第三者提供先の通知例)

- ・ 弊社広告主に対して、第三者提供を行います。
(弊社広告主一覧:<http://-----.co.jp>)
- ・ 提携先ソーシャルメディア事業者に対して、第三者提供を行います。
(提携先ソーシャルメディア一覧:<http://-----.co.jp>)
- ・ 弊社連携ポイントサービス事業者
(連携ポイントサービス加盟社一覧:<http://-----.co.jp>)

- ③ 第三者提供先については、視聴履歴の取得の停止が可能となっていることに鑑み、提供先を変更する場合、適時、本人に通知することが望ましい。【GL第35条第3項関連】
- ④ 当初の同意時に通知した提供先に対して、提供先の追加が、利用目的の変更に該当し、変更前の利用目的と関連性を有すると合理的に認められる範囲を超えると考えられる場合、改めて本人の同意を取得しなければならない。【GL第5条第1項、第35条第1項】

6. 共同利用に係る配慮について

- ◆ 共同利用者の範囲については、本人から見て、個人データを提供する事業者と一体のものとして取り扱われることに合理性がある範囲でなければならない。このため、共同利用に係る配慮として、次の事項を視聴履歴取扱指針等に明記。【GL第16条第9項】
- ① 共同利用を行う場合、共同利用を行うこと、個人データの項目、共同利用者の範囲、利用目的及び管理責任者の名称を通知又は容易に知り得る状態※にしなければならない。
- ② ①のことから、以下のとおり、具体的にその範囲がわかるようにしなければならない。
- 1) 共同利用者の範囲を個別に特定して通知又は容易に知り得る状態にする。
 - 2) 共同利用者の所属する集団を特定して通知すると共に、個別の共同利用者を外部参照できるようにする。

(共同利用の通知例)

- 以下の〇〇株式会社グループで共同利用します。〇〇株式会社、〇〇映像制作株式会社、株式会社〇〇美術、株式会社〇〇クリエイティブ
- 〇〇テレビ系列局で共同利用します。(系列局一覧:<http://-----.co.jp>)

※ 「容易に知り得る状態」とは、放送受信者等が閲覧することが合理的に予測される受信者情報取扱事業者等のWebサイトにおいて、本人がわかりやすい場所(トップページから1回程度の操作で到達できる場所等)にわかりやすく継続的に掲載する等が該当する。(放送分野ガイドラインの解説3-6-2-1「オプトアウトに関する原則」参照)

- ③ 共同利用の範囲については、視聴履歴の取得の停止が可能となっていることに鑑み、共同利用の範囲を変更しない限りで提供先を変更する場合、適時、本人に通知することが望ましい。【GL第35条第3項関連】

7. 課金、統計及び匿名加工情報作成の目的で視聴履歴を取得する場合の配慮について

- ◆ 課金、統計の作成及び匿名加工情報の作成を目的として視聴履歴を取得する場合には、放送受信者等の事前の同意は必要とされず、利用目的の通知または公表で足りる。
- ◆ ただし、GL第5条第1項において、あらかじめ特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、放送受信者等の個人情報を取り扱ってはならないとされていることから、通知又は公表した利用目的(課金、統計の作成、匿名加工情報の作成)のために必要と合理的に考えられる期間を超えて視聴履歴を保有することは、GL第5条第1項及び第35条第1項に反するおそれがある。
- ◆ このため、視聴履歴取扱指針等において次の事項を明記。【GL第5条第1項、第10条第1項】
 - ① あらかじめ本人に通知又は公表した利用目的(課金、統計の作成、匿名加工情報の作成)のために必要な範囲を超えて視聴履歴を取り扱ってはならない。
 - ② 利用目的に照らし、放送受信者等から見て合理的な視聴履歴を保有する期間を定め、これを超えて視聴履歴を保有せず、かつ、利用目的を達成した場合には速やかに消去するよう努めなければならない。